

## 健康機器の購入を助成します (柳津町健康づくり推進事業)



柳津町に暮らす方の健康づくりを応援する目的で、特定の健康機器の購入に対して補助を実施します。健康的な生活習慣づくりには是非ご活用ください



### ◎補助の対象になる機器

- ・電子塩分計
- ・自動電子血圧計
- ・体重計
- ・体組織計
- ・歩数計
- ・活動量計

### 8年度から追加

- ・電動歯ブラシ
- ・超音波歯ブラシ

### 1. 購入したい機器の情報を調べる

- ・機器の「品名」「型番」「購入予定価格」を調べる



### 2. 役場(町民課)に申請する

- ・「柳津町健康づくり推進事業補助金交付申請書」を記入し、役場町民課に申請する(郵送でも大丈夫です)

### 3. 自宅に役場から交付決定通知書が郵送される



### 4. 決定通知書が届いたら、機器を購入しましょう



### 5. 補助金を請求しましょう

- ・「柳津町健康づくり推進事業補助金実績報告書兼請求書」を記入し、「領収書など購入したことが確認できる書類」を添付して役場町民課に送付する

### 6. 補助金が振り込みされる

- ・「申請書」で指定した口座に補助金が振り込みされます

【裏面に詳しい説明があります】

- ・補助金額について
  - (個人の場合)対象品の購入価格の2分の1(上限額6千円)
  - (法人の場合)対象品の購入価格の2分の1  
(上限額 従業員数×4千円(4万円以内))
- ・補助の対象となる方  
申請日時点で町内に1年以上住所を有する世帯主又は町内に事務所又は事業所等を有する法人
- ・補助金の交付は同一年度内で1回、複数の対象品目を購入した場合も補助上限額は増額となりません(個人6千円・法人4万円まで)
- ・申請日時点で町に対して未納金が無いことが条件になります
- ・申請書には押印が不要ですが、請求書には押印が必要です
- ・購入金額が申請書と違う場合、実際に購入した金額で補助金を再計算します
- ・補助金の申請をした後で購入をしないことにした場合、申請を取り下げすることができます
- ・「領収書」の代わりに「レシート」や通信販売で購入した事がわかる画面の写しなどでも請求可能ですが、「購入品名」「購入金額」「購入日」が確認できる必要があります  
(品名が「品物代」など何を購入したか確認できない書類などは不適格です)

※補助金の内容は令和8年4月1日現在のものです

【問い合わせ先】 柳津町役場 町民課保健衛生係 電話42-2118